参考12

島の美しい環境を守るために！

自動車リサイクル法は貢献しています

クルマのリサイクル

処理が最も難しいとされる3品目を適正処理するために
クルマのユーザーのみなさんからリサイクル料金をご負担いただく
“自動車リサイクル法”が２００５年１月からスタートしています。

リサイクル料金で処理される３品目

<シュレッダーダスト>
クルマの解体・粉砕後に残るプラスチックゴミなど。

<フロン類>
カーエアコンの冷媒、オゾン層破壊・地球温暖化の要因。

<エアバッグ類>
衝撃を守る安全装置。安全な処理に専門的技術が必要。

廃車の海上運搬を支援します！

離島対策支援事業

離島では使用済自動車（廃車）の適正処理に本土と違い海上輸送費の負担が必要なため、島内から廃車が搬出されにくく、①不法投棄や②不適正保管（業者が事業所内に廃車を高く積み上げる）が発生することがありました。

①不法投棄の例

②不適正保管の例

自動車リサイクル法
106条に基づく離島対策支援事業が、
離島から本土への使用済自動車の
海上輸送費用のうち8割を支援＊
しています。

＊本支援事業は、全国の自動車ユーザーから預託されたリサイクル料金のうち、フロン類の再利用のためリサイクル料金が受われなかった場合や中古車として輸出されリサイクル料金の還付請求がない場合などに発生したお金で実施されております。また、このお金は不法投棄等対策支援事業にも活用されます。

(財)自動車リサイクル促進センター
http://www.jarc.or.jp

※皆さまがお住まいの島では、**市町村が定めたルール**により支援事業が開始されています。
詳しくは、以下のお知らせをご確認ください。

お 知 ら せ